

○山口県警察長寿社会総合対策要綱（例規通達）

昭和62年4月1日
保防第360号
保生第319号
保勤第329号
保警第411号
警務第474号
警書第186号
警会第129号
刑捜一第567号
刑捜二第312号
備公第89号
交企第260号
交規第274号
交指第342号
交免第349号
国管山通甲発第81号

第1 実態把握活動及び広報啓発活動の推進等

1 実態把握活動の推進

高齢者の保護及び社会参加に資するため、保護を要する高齢者、高齢者の社会参加等の実態を的確に把握する。

2 広報啓発活動の推進

高齢者の保護及び社会参加に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、広報啓発活動を積極的に推進して、長寿社会対策に関し県民の意識の啓発を図るとともに、その理解と協力が得られるように努める。

3 関係機関、団体等との連携と積極的な提言

関係機関、団体等との連携を強化するとともに、諸施策の推進に必要な提言を積極的に行い、それぞれの地域における総合的かつ計画的な長寿社会対策の推進を図る。

第2 高齢者の保護の推進

1 各種犯罪及び事故の防止活動の推進

(1) 防犯活動等の推進

高齢者に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、高齢者に対する効果的な防犯広報、防犯診断、防犯指導等を積極的に推進する。

(2) 独居高齢者等に対する保護活動の推進

独居高齢者、認知症（疑いを含む）高齢者等に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、計画的な訪問指導等を積極的に推進する。

(3) 困りごと相談活動の推進

高齢者に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、困りごと相談活動を積

極的に推進する。

2 各種犯罪の取締り活動の推進

高齢者が被害にかかりやすい各種刑法犯及び生活経済事犯の取締り活動を積極的に推進するとともに、この種犯罪の再発及び被害の拡大の防止を図る。

3 交通事故の防止活動の推進

(1) 交通安全教育活動の推進

高齢者に係る交通事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、それぞれの地域における高齢者の組織化等を促すとともに、高齢者に対する効果的な交通安全広報、交通安全講習、交通安全指導等を積極的に推進する。

(2) 高齢運転者対策の推進

高齢運転者に係る交通事故の防止に資するため、その運転特性等に関する調査、研究を行うとともに、高齢運転者に対する効果的な交通安全講習、交通安全指導等を積極的に推進する。

(3) 交通環境の整備の推進

高齢者に係る交通事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、総合交通規制の実施及び交通安全施設の開発、整備を積極的に推進する。

第3 高齢者の社会参加の促進

1 高齢者の関係団体等への参加の促進等

防犯、交通等の関係団体等へ的高齢者の参加の促進等を通じて、高齢者の社会参加意識の高揚を図る。

2 高齢者の社会奉仕活動への参加の促進

高齢者が参加しやすい条件を整備した上で、防犯活動、交通安全活動等の地域に密着した社会奉仕活動への積極的な参加促進を図る。

第4 その他

1 組織体制の整備

長寿社会対策の総合的かつ計画的な推進に資するため、警察署に「長寿社会総合対策委員会」を設置するなど、組織体制の整備を図る。

2 関係団体、関係業界等の育成、指導

長寿社会対策の効果的な推進に資するため、関係団体、関係業界等の育成及び指導に努める。

第5 具体的実施事項

この要綱の具体的な実施事項については、別紙「山口県警察長寿社会総合対策実施計画」のとおりとする。

第6 施行期日

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

山口県警察長寿社会総合対策要綱実施計画

実施項目	実施事項	実施内容	本部関係課
第1 準備項目	1 組織体制の整備	<p>(1) 組織体制の整備</p> <p>ア 「山口県警察長寿社会総合対策委員会」の委員会及び幹事会を開催し、関係各部門との連絡及び調整を図るとともに、各警察署に「長寿社会総合対策委員会」を設置し、活動推進体制の確立を図る。</p> <p>イ 教養資料の配布、研究会等の開催により、長寿社会対策に関する警察職員の教養を実施する。</p>	会計課 警務課 生活安全企画課
	2 実態把握、広報活動等の推進	<p>(1) 実態把握活動の推進</p> <p>ア 警ら、巡回連絡、高齢者宅への訪問活動等を通じて、高齢者及び保護を要する高齢者の実態を把握する。</p> <p>イ アンケート調査、モニターの委嘱、犯罪統計の分析等により、高齢者に係る事件事故の実態及び警察に対する意見要望等を把握する。</p> <p>ウ 交通事象統計、運転免許統計等の分析により、高齢者に係る交通事故の実態及び免許保有状況等を把握する。</p> <p>エ 自殺、家出、保護、困りごと相談等の諸業務を通じて、高齢者の自殺、家出等の実態を把握する。</p> <p>オ 市町村、地域防犯協会、老人クラブ、交通安全協会等を通じて、関係機関、団体の実施している高齢者の社会参加活動の実態を把握する。</p> <p>カ 県、市町、社会福祉協議会等行政機関の行っている高齢者福祉行政の実態を把握する。</p> <p>(2) 広報活動の推進</p> <p>ア 警察署広報紙、交番・駐在所広報紙、市町広報紙、業界機関紙等各種の広報媒体を通じて、高齢者に係る事件事故の未然防止及び諸対策を徹底させる。</p> <p>イ 高齢者被害の特異手口及び広域的同一手口の犯罪が発生した場合には、ミニ広報紙を発行するなどして、被害の拡大防止及び未然防止を呼びかける。</p> <p>ウ 自治会役員会、地域座談会、老人クラブ役員会等各種の地域集会を通じて、事件事故の防止等に関する広報を実施する。</p>	警察県民課 生活安全企画課 人身安全・少年課 生活安全捜査課 地域企画課 捜査第一課 捜査第二課 交通企画課 交通指導課 運転免許課

		<p>エ 病院、公民館等高齢者の集合する場所に、ふれあいコーナー（シルバーコーナー）等の設置を促進するとともに、高齢者の保護等に関する立看板、ポスター等を掲示し、意識の啓発を図る。</p> <p>(3) 関係機関、団体等との連携と積極的な提言</p> <p>ア 県、市町等関係機関との連携により総合的な長寿社会対策を推進する。</p> <p>イ 県、市町、社会福祉協議会、老人クラブ等との連携を強化するとともに、諸施策の推進に必要な提言を積極的に関係機関、諸団体へ 行い、それぞれの地域の実情に即した計画的な長寿社会対策を推進する。</p>	
<p>第2 実施項目</p>	<p>1 高齢者の保護</p>	<p>(1) 防犯活動等の推進</p> <p>ア あらゆる広報媒体を通じて、高齢者が被害にかかりやすい事件事故の防止等に関する広報を実施する。</p> <p>イ 県及び地区防犯協会に「高齢者部会」等を設置し、重点的かつ計画的な保護活動を推進する。</p> <p>ウ 老人クラブ、老人ホーム等に「防犯部会」等を設置し、防犯及び交通安全講習会等を計画的に実施する。</p> <p>エ 高齢者家庭に対する巡回連絡及び訪問活動を積極的に行い、防犯診断、防犯指導等を計画的に実施する。</p> <p>オ 県、市町等に働きかけ、災害発生時における高齢者の避難対策の策定を促進するとともに、関係機関と連携し避難訓練の実施に努める。</p> <p>(2) 独居高齢者等に対する保護活動の推進</p> <p>ア 「ふれあい訪問日」等を中心に、独居高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症（疑いを含む）高齢者等保護を要する高齢者家庭に対する計画的な訪問活動を通じて、防犯診断、防犯指導等を実施する。</p> <p>イ 各種活動を通じて、保護を要する高齢者を発見した場合は、市町、福祉事務所、民生委員等関係機関に通報するとともに、親族、近隣者に対する協力体制を確立するなど、保護活動の徹底を図る。</p> <p>ウ 認知症（疑いを含む）高齢者等の行方不明者届出を受理した場合は、迅速な手配を行うとともに、的確な捜索活動を実施し、早期発見、保護に努める。</p> <p>エ 保護を要する高齢者家庭に「あんしんカード」等を作成、配布してその活用を指導する。</p> <p>オ 高齢者に対して正しい110番通報の広報を実施するとともに、高齢者からの110番には特に親切、丁寧に対応する。</p>	<p>警察県民課 生活安全企画課 生活安全捜査課 地域企画課 交通安全課 警備課</p> <p>生活安全企画課 人身安全・少年課 地域企画課 地域雇用課 通信庶務課</p>

		<p>(3) 困りごと相談活動の推進</p> <p>ア 警察本部及び警察署における専用困りごと相談コーナーの設置等困りごと相談体制の整備を図るとともに、相談業務担当者の問題解決能力の向上を図る。</p> <p>イ あらゆる広報媒体を活用して、困りごと相談に関する広報を徹底し、その利用の促進を図る。</p> <p>ウ 県消費生活センター、市町相談窓口、交通事故相談所等との連携を密にし、各種犯罪、交通事故等に関する相談の効果的な解決を図る。</p>	<p>警察県民課 生活安全企画課 生活安全捜査課 交通企画課</p>
		<p>(4) 各種犯罪の取締り活動の推進</p> <p>ア 高齢者に対する積極的な巡回連絡及び困りごと相談の受理並びに県消費生活センター等との連携により、事件端緒の早期入手に努める。</p> <p>イ 高齢者が被害にかかりやすい各種刑法犯及び生活経済事犯の迅速、的確な検挙に努める。</p> <p>ウ 事件を検挙した場合には、関係行政機関又は関係業界への通報を行い、関係機関による行政指導及び関係業界による自主規制の促進を図る。</p> <p>エ マスメディア等の各種広報媒体を活用し、事件概要を積極的に広報して、被害の拡大防止及び未然防止を図る。</p>	<p>警察県民課 生活安全企画課 人身安全・少年課 生活安全捜査課 地域企画課 捜査第一課 捜査第二課</p>
		<p>(5) 交通安全教育活動の推進</p> <p>ア 県、市町、老人クラブ等関係機関、団体との連携を図りながら、各種広報媒体を積極的に活用して、高齢者対象の交通安全広報を推進するとともに、交通安全講習会等を計画的に開催する。</p> <p>イ 老人クラブ、老人ホーム等に交通安全活動推進の中核となる交通指導員を設置するとともに自主活動の促進を図る。</p> <p>ウ 交通監視、警ら等各種街頭活動を通じて、高齢者に対する「声かき」、保護誘導等を積極的に実施する。</p> <p>エ 巡回連絡等を通じて、高齢者家庭における交通安全指導等を計画的に実施する。</p>	<p>警察県民課 地域企画課 交通企画課 交通指導課</p>

		<p>(6) 高齢運転者対策の推進</p> <p>ア 更新時講習における「高齢者学級」の編成と、高齢者の特性に応じた効果的な運転者教育を実施する。</p> <p>イ 科学的検査機器を用いた運転適性検査を推進するとともに、検査結果を高齢運転者の交通安全指導に活用する。</p> <p>ウ 高齢運転者の運転特性等に関する調査、研究を行い、これを高齢運転者対策に活用する。</p>	<p>交通企画課 運転免許課</p>
		<p>(7) 交通環境の整備の推進</p> <p>高齢者の安全通行を確保するため、高齢者が多数集合する施設等の周辺をシルバー（老人）ゾーンに指定し、総合的な事故防止対策を推進する。</p>	<p>交通企画課 交通規制課</p>
<p>2 高齢者の社会参加</p>		<p>(1) 高齢者の関係団体等への参加の促進等</p> <p>ア 地区防犯協会、交通安全協会等に「高齢者部会」を設置し、これらの団体へ高齢者の参加を促進する。</p> <p>イ 「長寿社会対策モデル地区」等パイロット地区を設定し、高齢者の参加を促進する。</p> <p>ウ 防犯連絡所指導員、少年相談員、交通指導員等ボランティアへの高齢者の委嘱を促進する。</p>	<p>生活安全企画課 人身安全・少年課 地域企画課 交通企画課</p>
		<p>(2) 高齢者の社会奉仕活動への参加の促進</p> <p>ア 地区防犯協会、交通安全協会、老人クラブ等と連携し、防犯活動、少年非行防止活動、風俗環境浄化活動、交通安全活動等の社会奉仕活動への高齢者の積極的な参加を促進する。</p> <p>イ 社会奉仕活動に高齢者の参加しやすい内容のものを取り入れ、積極的に参加を呼びかけるとともに、必要な協力、支援を行う。</p> <p>ウ 高齢者の社会奉仕活動への参加に当たっては、子ども会、婦人会等の参加に配慮して、世代間の交流を促進し、地域社会の連帯意識の醸成を図る。</p>	<p>生活安全企画課 人身安全・少年課 生活安全捜査課 地域企画課 交通企画課</p>